

愛知県肝炎診療協議会開催要領

(目的)

第1条 愛知県における肝炎の総合的な対策の推進を図り、もって肝炎患者及び感染者に対する良質かつ適切な医療の提供を行うために、愛知県肝炎診療協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 要診療者に対する保健指導
- (2) かかりつけ医と専門医療機関の連携
- (3) 高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- (4) 受診状況や治療状況等の把握
- (5) 医療機関情報の収集と提供
- (6) 人材の育成
- (7) その他肝炎対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、肝炎に関する各分野の専門家、患者団体の代表者及び関係行政機関の職員等、別表に掲げる者により構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は構成員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、構成員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 4 会長が必要と認める時は、構成員以外の者も協議会に参加できるものとする。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて健康福祉部健康担当局長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部健康担当局健康対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月22日から施行する。

別 表

愛知県肝炎診療協議会構成員名簿

(敬称略、五十音順)

所 属	職	氏 名	備 考
岡崎市保健所	所 長	犬塚 君雄	
社団法人愛知県病院協会	理 事	片田 直幸	
社団法人愛知県医師会	理 事	瀬瀬 雅明	
名古屋大学大学院	教 授	後藤 秀実	
豊田市保健所	所 長	竹内 清美	
名古屋市立大学大学院	教 授	田中 靖人	
伊勢志摩リハビリテーション専門学校	学校長	田邊 穰	会 長
愛知県赤十字血液センター	所 長	濱口 元洋	
豊橋市保健所	所 長	藤岡 正信	
名古屋市健康福祉局	参 事	松原 史朗	
津島保健所（愛知県保健所長会）	所 長	増井 恒夫	
愛知県肝友会	会 長	水上 秀美	
愛知県衛生研究所	所 長	皆川 洋子	
藤田保健衛生大学	教 授	吉岡 健太郎	
愛知医科大学	教 授	米田 政志	

H25.3 現在